

【生活指導の基本方針】

朋優学院生活指導部では、本校の教育理念「自立と共生」に基づき、生徒一人ひとりが朋優生としての自覚と誇りを持って安全かつ秩序ある3年間を送る中で、自ら考え正しい判断をする力、多様な他者と協働できる社会性を身につけ、将来さまざまな方面で活躍できる人材を育成することを目指している。

そのために、生徒が清潔感と品位を保った身だしなみに整え、学校という場にふさわしい生活態度や、校内外問わず公共のマナーに則った行動を取ることで、安全かつ充実した学校生活を送ることができるように指導していく。

【身だしなみ・所持品についての規定】

①制服・鞆

本校指定品：ブレザー・ワイシャツ・ネクタイ・リボンタイ・スラックス・スカート
・ハイソックス

オプション品：ポロシャツ・セーター・ベスト・ショートソックス・リュックサック

制服着用のきまりは以下の通りとする。

入学式・卒業式（正装）	始業式・終業式（準正装）	平常時
・ブレザー ・ワイシャツ ・ネクタイ・リボンタイ ・スラックス・スカート ・ハイソックス （スカート着用の場合） ・黒のローファー	・ブレザー ・ワイシャツ ・スラックス・スカート ・黒のローファー （体育館では体育館履き） ※夏期についてはブレザーなし・ポロシャツも可。	・ワイシャツ（ポロシャツ） ・スラックス・スカート ・黒のローファー （校内では上履き）

〈具体的な注意事項〉

制服全般

- 着崩すことなくきちんと着用すること。
- 私服の着用は一切認めない（制服と組み合わせることも不可）。
- 制服と体育着の併用は認めない（スカートの下にジャージを穿くなど）。但し、防寒対策として上着（ウインドブレーカー・上ジャージ）を着用することは認める。
- スカートを折ったり、裾上げをしたりして短くしないこと。体型の変化等が原因である場合も含め、規定にあっていない場合（膝頭上端から5cm程度まで）は修理・買い直しとなる。

※2025年4月改定

- スラックスを穿く際は、必ず黒の革のベルトをすること。穴が多いなど華美なベルトは認めない。
- ネクタイ・リボンタイは緩めることなく上げて着用すること。ワイシャツは第2ボタンまで閉めて着用すること。ポロシャツは、第1ボタンまで閉めて着用すること。

靴下

- スカート着用の際、正装時（入学式・卒業式）は学校指定のハイソックスを履くこと。準正装時・平常時については、学校指定品以外のハイソックス・ショートソックスも可とする。ただし、濃紺の無地（ワンポイントも不可）で、学校指定品と同等の長さ・形状のものに限る。スニーカーソックス・ルーズソックスは禁止。※2025年4月改定
- ハイソックスは下げて着用してはならない。
- 必要に応じて黒タイツ・黒ストッキングの着用は認めるが、ソックスとの併用は認めない。
- スラックス着用の際は特に規定しない。

靴

- 黒のローファーを使用する。ただし、厚底やヒールの高いもの（3cm以上）は認めない。
- 登校時には学校指定の上履きに必ず履き替えること。
- 怪我などの理由でローファーを履けない場合は、担任に事情を説明し、生活指導の異装許可を得ること。この場合、異装品は華美でないものとする。

敷地内における靴の履き分けは、以下の通りとする。

	ローファー	運動靴 (外履き)	上履き	体育館履き
エントランス	○	○	移動時は可	×
廊下・ラウンジ	移動時は可	移動時は可	○	×
教室	×	×	○	×
図書室	×	×	○	×
体育館	×	×	×	○
校庭	×	○	運動をしない時は可	×
屋上庭園	○	○	○	×
馬込トレーニング室	×	×	○	○
馬込校舎部室	×	×	○	×
馬込校舎への移動	○	○	×	×

鞆

- 高価なもの、華美なものは禁止。リュックサックが望ましい。

防寒具

- 防寒のためにコートの着用を認める。色は黒・紺・グレーの3色のいずれかの無地のみとし、華美でないものにする。明るい色のものは不可。ブレザーなしでの着用を認めるが、パーカー・ブルゾンなど、ブレザーより丈が短いものは不可。判断に困る場合は教員の指示を仰ぐこと。また、授業中は着用しないこと。※2024年1月改定
- 防寒や大雨対策のためにマフラー・手袋・長靴・スニーカーなどを着用することは認めるが、色・柄ともに華美にならないようにする（スニーカーは不可）。※2025年4月改定

②頭髪について

- 染色、脱色、パーマ、巻き髪、ウィッグ、エクステは禁止。ヘアアイロン等によるウェーブやカールも不可。※2025年4月改定
- リボン、ゴム、ヘアピンなどの髪飾りは、著しく大きいものや華美なものは禁止する。
- 長さの規定はしないが、清潔感のある髪型とすること。
- ラインを入れる等の刈り込みは禁止。

③装飾行為について

- カラーメイク（アイシャドウ・チーク・リップ）・ラメメイク・マスカラ（透明も不可）・つけまつ毛・まつ毛エクステ・アイラインなどの化粧、カラーコンタクトレンズ、マニキュアは禁止。※2025年4月改定
- アクセサリー類は禁止。

④所持品について

- 不必要な多額の現金や貴重品は持参しないこと。やむを得ず持参した場合は、教員に預けるか個人ロッカーへ入れて施錠すること。
- 学業に不要な物品は持参しないこと。
- 禁止されている装飾行為に関わる物品（化粧品・カラーコンタクトレンズ・アクセサリー類）は持参しないこと。所持が発覚した場合は没収となる。没収品は保護者へのみ返却する。※2024年4月改定

【違反カードについて】※2024年4月追記

上記「身だしなみ・所持品についての規定」への違反が認められた場合、「違反カード」を発行する。「違反カード」は年間3枚累積で嚴重注意、年間5枚累積で訓告となる。なお、年間2度目の訓告は停学処分となる。

【行動についての規定】

①遅刻について

- 8：30のチャイムが鳴り始めた時点で教室にいない場合遅刻となる。
- 年度内の遅刻5回で担任との三者面談、10回で学年主任を含めた四者面談、15回で生活指導主任を含めた四者面談、30回を超えた場合は学校長による嚴重注意となる。なお、60回を超えた場合は訓告、90回を超えた場合は停学となることがある。※2025年4月改定
- 遅刻した場合は「遅刻カード」に記入し、クラス担任もしくは登校時の授業担当教員に提出すること。休み時間に登校した場合は、次の授業担当教員に提出する。
- 定期考査・模擬試験・実力テストの際、1時間目の開始時刻を過ぎて遅刻した場合は必ず職員室へ寄ること。
- 電車・バスが遅延している（各交通会社公式HPで10分以上の遅延証明が出ており、かつ生活指導が遅延を認める場合）場合や事件・事故に巻き込まれた場合、遅刻扱いとはならない。8：30に間に合いそうにないことが判明しだい、速やかに担任に連絡し、登校時に遅刻カードは提出すること。※2025年4月改定

②タブレット・スマートフォンの使用について

- 授業時間中における学習活動に関係のない使用（ゲーム・動画・SNSなど）は禁止。また、授業時間外であっても、いじめやいたずらなど、他者を貶めたり陥れたりする目的での使用は絶対にしないこと。不適切な使用が認められた場合は、デバイスの没収（登校時預かり）とする。
- 登下校時、校内を問わず歩きながらの使用はしないこと。
- 学内のコンセントを使用して充電することは禁止。各自のモバイルバッテリー等を使用すること。

③校内施設・設備の使用について

- 校内の設備や備品を使用する際は、汚損・破損することのないよう丁寧に扱うこと。汚損・破損の状況により、全額および半額弁償の対応を求める場合がある。
- 校内施設を使用の際は、前掲の靴の履き分けをきちんと行い、使用上の注意を守ること。

【学則上の処分となる行為】

以下の事項は学則処分（停学・訓告）の対象となる。

- 定期考査・模擬試験・実力テスト・小テストにおける不正行為。（カンニング・時間外の解答・答案の改ざん・その他監督者の指示に従わなかった場合など。模擬試験については、学校外部から情報を得て不正を行った場合も含む。）
- 暴力行為・脅迫行為・窃盗・いじめなど、他人の心身を傷つけた場合。ネット上にて本校の名誉を損なう書き込み、個人に対する誹謗・中傷を行った場合も同様に扱う。その場合、本校では「いじめ防止基本方針」に基づき、適切に対処する。
- 原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車の免許取得。
- 無許可でのアルバイト。（アルバイトは禁止。特別な事情がある場合は、担任に申し出て、生活指導主任の許可を得ること。）
- 校内の設備や備品を故意に破損した場合。
- 飲酒、喫煙などの法令違反や犯罪行為。
- 身だしなみや所持品の規定違反を繰り返し、改善が見られない場合。
- 授業のさぼりなど、正当な理由なく出席常でない場合。

【その他の注意事項・禁止事項】

- 欠席・遅刻・早退の際は必ず担任へ、原則として保護者から連絡すること。
- 学校への自転車通学は禁止。自転車は自宅の最寄り駅までとする。
- 休み時間・放課後の買い出し等の外出禁止。事情により外出が必要な場合は、担任・部活顧問教員の許可を得ること。
- 校内外を問わず公共のマナーを守り、周囲への迷惑となったり、安全を脅かす事態を招いたりしないようにすること（歩きスマホや横に広がって歩くなど）。
- イヤホン・ヘッドホンは校舎内での歩きながらの使用は禁止。校舎内に入ったら必ず耳から外すこと。※2024年4月改定